

国際理解と平和の教育の実践について

田中 裕巳 高木 徹 斎藤 真子 長岡 咲子

はじめに

「教育活動の総合化・・・国際理解と平和の教育を軸として・・・」は、1990年度から学校改革のテーマとして正式に取り上げられたものである。6年制一貫教育の教育内容における一貫性・特色として、何かを打ち出す必要があるのではないかという論議は本校でも、長い間行われてきた。しかしながらそのようなテーマを全校的に確認するには、相当な時間を必要とすることから、常に後回しになってきた。

1989年度中学入試から抽選後の選考方法に若干の手直しをした。この事をきっかけとして、その前後から学校改革を様々な面から見直すための様々な委員会が持たれ、論議が積み重ねられた。そのような背景を持って、教育内容における一貫性として先の「教育活動の総合化・・・国際理解と平和の教育を軸として・・・」が確認されるに至ったのである。(詳しい経過については、本号掲載の丸山豊「学校改革をめぐって」参照)

本稿は、主として1989年度における「教育活動の総

合化・・・国際理解と平和の教育を軸として・・・」の実践の一端を示したものである。このテーマに関連した実践は、本号でも総合学習グループの高3における総合学習「生命について」、米山誠の「ロシア語クラブの活動を通しての国際理解の試み」などがある。それらはいずれ「教育活動の総合化・・・国際理解と平和の教育を軸として・・・」の実践として体系化されなくてはならない。

本稿は4人の共同執筆であるが、4つの小論の共通点は、1989年度における憲法講演会(5月)——演劇鑑賞(7月)——学校祭におけるクラス演劇・クラス展示(10月)の流れを通して、第2次大戦におけるユダヤ人の大量虐殺、戦争の実態を認識させる点にあったことである。教科での指導と様々な学校行事での指導とが、有機的に結び付かなければならないという点が「教育活動の総合化」のねらいである。各小論はそれぞれ独立しているので、本稿全体としてこのねらいが果たせているかどうかは読者の判断に委ねたい。

(田中)

I. 憲法講演会を通して

田 中 裕 己

1. 憲法講演会の経緯

憲法講演会の企画は、当初社会科研究室を中心となり、憲法教育の一貫として取り組まれて来た。もちろん、平和教育の側面を持つことは当然意識されていたが、憲法の理念や実態、問題点などを研究者や実務家の話を通して、分かりやすく理解させるところに主眼があった。

1987年の第1回は、森英樹名大法学部教授(憲法学)を講師として、5月2日(土)に開かれた。テーマは、「日本国憲法40年」で、この年は、高校生全員と中3が対象であった。講演の概略は次の通りであった。

「日本国憲法が施行されてから、今年で40年になる。

40年と言えば人間では、不惑の年に当たるが、憲法に関する限り、それとは全く異なる状況が支配的である。防衛費のGNP 1%枠突破の問題、P 3 C購入の問題を始めとして、現在の日本には憲法第9条について、これをないがしろにしているような問題が幾つも山積している。両性の平等を規定した第14条にしても、男女雇用均等法が実施されたにもかかわらず、平等とはほど遠い現実である。憲法第13条『すべて国民は個人として尊重される』の意義がいま一度確認されねばならない。」

防衛費がGNP 1%枠を突破した第1年度であっただけに、第9条を中心とした講演は極めてタイムリーであった。

憲法講演会を通して

1988年の第2回は、本校出身（第6回生）の弁護士野間美喜子さんを講師として、4月30日（土）に開かれた。テーマは、「憲法と私達のくらし」。この年も、高校生全員と中3が対象であった。講演の概略は次の通りであった。

「日本国憲法の公布された昭和21年は小学校1年生であった。先生が『前文』を熱を込めた調子で読まれたのが、憲法について関心を持った最初である。日本国憲法は武器を持たない平和主義で、歴史の必然と言える。原爆投下後の世界では、戦争の意味が全く異なるものとなった。日本国憲法の下で、40年間日本が戦争をしなかったこと、軍事費を抑えて国民生活の福祉に投入できしたこと、言論の自由が保障されたこと等が、日本国憲法の意義と言えるのではないか。平和主義の実態は国際関係の推移の中で多少変わってきたが、軍事力による平和よりも、他の方法による紛争の解決がこれから国際関係であり、今の日本には戦争をする空間も構造も有り得ない。かつて戦争を防げなかったのは、言論の自由を全く封殺されてしまったことに原因がある。『知る権利』『表現の自由』を大切にして行かなければならない。」

野間美喜子さんのお話の中には、この概略には出でこないが、特に女性の生き方に関わるお話もあり、生活の場で日本国憲法を生かして行くことの重要性が説かれた。しかしながらこの2回の試みは、講師の職業上、いずれも日頃から深く憲法にかかわっている、いわば専門家の立場からのお話であった。第3回目を企画するに当たって、なにも憲法講演会だからといって、憲法学や法律の専門家のお話ばかりを聞く必要はないのではないかという反省が持たれた。日本国憲法の精神を、日頃の仕事や市民運動、平和運動に生かしている普通の人の話も面白いのではないか、という思いもあった。

1989年の第3回目は、最初からそういう観点での人選が行われた。この年1月の「心に刻むアウシュヴィッツ」名古屋展を企画し、『写真ドキュメント アウシュヴィッツ収容所』を県内の学校図書館等へ寄贈している名古屋の主婦三輪田なな子・市川百世さん姉妹の新聞記事を覚えていた私が、4月始め、講演のお願いをした。「人前で話したことがない」ということで固辞され、代わりに、「心に刻むアウシュヴィッツ」名古屋展事務局の大矢博之氏（名古屋市水道局勤務）を紹介していただいた。

大矢氏は、前年夏にアウシュヴィッツやオランダのアンネ・フランクの隠れ家を旅していらしたということで、スライドを見せながら、お話をしたいということであった。スライドを交えての講演ということで、中1でも興味を持つだろうという判断で、この年は6学

年全体での実施となった。

5月2日（火）第5限と第6限、「アウシュヴィッツを訪ねて」というテーマでの講演であった。大矢氏はアウシュヴィッツ収容所というのは、ポーランドではオシフィエンチム収容所のことであり、収容所正門の“ARBEIT MACHAT FREI”という掲示にみられるユダヤ人の抵抗の痕跡、監視塔に立つ衛兵達の残酷ないたずら、一度に千数百人の人々が殺されたガス室、記念館に残された毒ガス（チクロンB）の入っていたビンの膨大な山、射殺現場に残る壁の無数の弾痕、死体を次々と焼いた焼却場、収容されていた人々のベッド、持ち主の無くなつた無数の眼鏡や義足の山等のスライドを映しながら、的確な説明とご自身の思いを語られた。小さなお子さんがいるということで、わが子にこのような悲しい思いをさせてはいけないというのが、事務局に積極的に関わってきた理由だそうです。最後に大矢氏は、南京大虐殺にも言及され、戦争の下での大量虐殺行為は日本人も同様のことをしており、このような人類の過ちを他人事としてではなく、しっかりと見つめておく必要がある、との確なまとめをされました。特に低学年の生徒達では、アウシュヴィッツでのユダヤ人虐殺については初めて耳にしたという生徒もいて、居眠りをしたり私語をしたりする生徒もほとんどない充実した講演であった。この講演には市川百世さんも参加され、「心に刻むアウシュヴィッツ」名古屋展の様子を話され、前述の本の寄贈を受けた。

この年の講演会の特徴としては、7月に学校全体で鑑賞した演劇『黄色い扉』との関連が意識されていたことである。この観劇についての指導は次章で詳述される。ユダヤ人問題を扱った国語教材「あこのろはフリードリッヒがいた」（中2）をドラマ化したものである。ユダヤ人への差別・大量虐殺がなぜ、どのように行われたのかを演劇鑑賞の中で、さらに印象深く考えることが可能になったと思われる。

1990年の第4回は、4月28日（土）、名古屋大学総合言語センターで英語・日本文化論などの教鞭を取っているピーター・ハイ教授を講師として行われた。ハイ先生は、1944年ニューヨーク生まれ、ベトナム戦争の頃、大学生で徴兵を拒否して日本に来たということであった。この春に激動する東欧諸国を回ってきたということで、ベトナム戦争や東欧の現状が多く語られるのではないかと思っていたが、『私たちの中の時間と歴史の中の私たち』というお話は、昨年訪れたという中国での体験が中心であった。講演の概略は次の通りであった。

「個人的な時間の感覚と絶対的スケールとしての時間とは異なります。5才の頃、ハドソン川の西に夕日が沈んで行くのを眺めるのが大好きでした。1日とい

う時間の経過を実感していたのかも知れません。クリスマスの準備もまた楽しいものでしたが、1年という時間が、次第に短くなつて行くという不思議な実感がありました。“時間は流れるもの”というイメージがありますが、これも人間が作ったイメージです。日本や東洋の中世では、時間は環、ぐるりと回るものであつたはずです。また真っすぐな道としての時間というイメージもあります。未来に夢や希望を託し、進歩のあことを信じています。60年代のアメリカでは、公民権運動が盛んでしたが、運動をしている人々は、“差別や貧困は今にきっとなくなるだろう”という単線的時間の意識にとらえられていたように思います。

大学を出る前、ベトナム戦争が盛んになりました。暗い谷間の時代でした。ベトナム戦争に反対して私が日本に来たのが、1967年でした。

昨年10月、徐州師範大学の招きで訪中の機会がありました。6月4日の天安門事件、軍隊による鎮圧は覚えていますね。徐州師範大学では、多くの学生たちが、夕方遅くまで、そして朝も早くから、バスケットボールに熱中している姿が目につきました。まるで何かをふっきろうとしているようで、いらだちや悔しさが伝わって来ました。彼らは毎週土曜日の朝、丁度いま頃の時間ですね、政治的再教育を受けています。逮捕の影にも脅かされ、明るい希望から暗転してしまいました。

中国にいる間に山東省への旅行の機会がありました。大地に張り付いて働く百姓たち。父親が鋤を引き、娘さんが水牛を引く。地平線がずっと続いている。これは“中世の時間だ”、回っている時間だ、とその時、と思いました。

学生たちの時間は、“海外へ行きたい”“もっと良い生活がしたい”という直線的時間。これを押しつぶした軍隊や中国の伝統は、彼らとは異なる時間に支配されているんですね。大学も学生も共産党も、茶色い大地のカスに見えてきました。これから四川省へ下放されるという師範大学の学生に“まあ、人生は長いよ”と慰めると、“これから頼りに出来るのはその言葉だけです”と涙ぐみ、深い絶望と憂鬱にとらえられていました。

自由とか民主主義というものは、とても大切なものです。そのさなかにいる皆さんには、とてもラッキーだと思います。しかしそれは歴史的偶然であつて、歴史を一つの棒として考えると、自由とか民主主義というのは、その棒の最後のほんの一部でしか姿を現さないのです。1967年以来、私は日本に来る度に、“日本の民主主義は後退している”と感じさせられてきました。

民主主義というものは、社会への関心を持つ国民がないくなれば、無くなつてしまうのです。“任せる”

というのが一番いけない。アウシュヴィッツから逃げてきたハンナ・アーレントというユダヤ人の政治学者は、“自由は花のごときもろいものです”と警告しています。

最後に、皆さんに心から伝えたいことがあります。これから予想も出来ないような変化があると思います。それに対応する教育は、教室だけで出来るわけがありません。必要なものは、単なる知識よりも新しい状況への柔軟性、周りの世界を観察出来る眼、そして“責任を持つ”ということだと思います。」

2. 憲法講演会の意義について

憲法講演会を4回持ち、憲法講演会のあり方を改めて考える必要性が出てきた。第1回と第2回は憲法学者と弁護士が講師であったので、日本国憲法の立法者意志の確認や大日本帝国憲法と比較したときの意義、安保体制下での憲法動態が中心であった。憲法学習としては、あるいは憲法教育としては、きわめてオーソドックスな方法であった。その後の2回は、講師が法律関係者ではないということもあって、日本国憲法とは少し離れたところでの話であった。第3回は平和憲法としての日本国憲法を考えるには有益な話であったし、第4回は基本的人権や主権者意識の重要性を認識させられた。この4回の憲法講演会を振り返って、憲法講演会を年間の学校行事として位置づけて行く時、次の2つの側面からの位置づけが大切になって来ると思う。

①憲法講演会＝憲法教育のプログラム化

中高一貫教育であれば、高校を卒業するまで6回の憲法講演会を体験する。もちろんこの間、中・高の社会科、特に公民、現社、政経などでの憲法教育を受けるわけであるが、6回の講演会そのものにも憲法教育としての系統性が望まれる。6回の講演会を、次のように体系化することもできる（私案）。

1. 近代憲法としての日本国憲法（国民主権、基本的人権を中心として）
2. 平和憲法としての日本国憲法（戦争と人権、安保条約と日本国憲法など）
3. 憲法と国民生活（地方自治、女性問題、在日外国人問題など）
4. 日本国憲法と世界（世界の動きに日本国憲法を照らし合わせて）
5. 爭点としての日本国憲法（憲法改正、象徴天皇制、防衛費問題など）
6. 日本国憲法の現代的意義（戦争放棄、平和的生存権、公共の福祉論など）

この私案に過去4回の講演を当てはめてみると、第1回は1、2、5に、第2回は1、3に、第3

回は、2、6に、第4回は4に該当するように思う。いちおうこの4回で、私案の全ての項目をカバーしてきたように思う。今後は、2の安保体制下での沖縄の問題、3の地方自治や在日外国人、特に在日朝鮮人の問題、5の憲法改正、象徴天皇制の問題などが取り上げられて行くと系統性が高まって行くと思う。

講師の人選に当たっては、法律関係者ばかりでなく、憲法・法律については専門外の人たちの日本国憲法にかける夢や期待、日常感覚化した人権意識、あるいは逆に、人権感覚の稀薄さ、平和感覚を洗い出すことも大切である。講師の人選に当たっても系統性があってよい。

過去4回の講演会で、中1から高3までの全学年が参加したのは、実はすでに述べたように第3回のみである。今年度も中1は宿泊行事と重なり参加できなかった。講演会の系統性を問題とするならば、この点も再考されて良いであろう。

②他の学校行事、教科の学習との結びつき

1年間の学校行事の中での位置づけも問題とされねばならない。憲法講演会は入学式などを除けば、1年間の学校行事としては最も早いものである。

4回の講演会の中で、第3回の「アウシュヴィッツを訪ねて」は、他の学校行事、教科の学習と最も結びつきがあったといえる。話がアウシュヴィッツに限定され、ユダヤ人虐殺にみる非人道性、あるいは戦争下での人間性そのものというテーマであったので、生徒達も学校行事で取り上げることが比較的容易であった。さらに中2の国語に「あこのころはフリードリッヒがいた」という教材があり、そこでの学習も大いに刺激になったであろう。しかしながらこの年で特筆されなくてはならないのは、7月の演劇鑑賞で「黄色い扉」を取り上げたことである。この点は後章で高木が取り上げているが、「黄色い扉」を観劇することの方が先に決まっていて、それをにらみ合わせながら憲法講演会の講師が選ばれた。この点が大事な点であって、1年間の学校行事の系統性が念頭にあってしかるべきである。教育研究委員会が学校改革のテーマを検討・作成する任に当たっていたわけであるが、同委員会が、「教育活動の総

合化」という大方針のもと、憲法講演会についても、演劇鑑賞についても報告を受け、審議をしてきたからこそ、その系統性の確保が可能になったのである。今後もこういう体制は必要であろう。「国際理解と平和の教育」を軸として「教育活動の総合化」を開しようとするならば、5月の憲法講演会、7月の演劇鑑賞の基本原則を、少なくとも前年度の3学期始めには確認しておく必要がある。

憲法講演会と教科の学習との関係も考えておきたい。社会科に関していえば、中3の公民は憲法学習に入る直前で格好の導入として利用できる。同様のこととは現社にも政経にもいえるが、憲法の制定過程や憲法改正の動きなどを取り上げれば歴史学習にもなるはずである。

憲法講演会は国語科との結びつきも強い。特に高3の「国語表現」の指導で、講演を聞く態度としてメモをとらせ、後で感想文を提出させている。内容把握の点において、もちろん学年差はあるが、この高3の感想文はきわめて水準が高い。特に第4回は高3だけがメモ用紙と筆記用具を持って講演会に望んでいる様子が異常に目立ったが、次回からは、国語科においてメモを取って聞く指導を全学年で実施する必要がある。感想文を誰が読むのかは別問題として。

以上、1で過去4回の憲法講演会の経緯を述べ、2では憲法講演会の意義と系統的指導の必要性を指摘した。本章では触れることができなかったが、学校改革のテーマ「教育活動の総合化・・・国際理解と平和の教育を軸として・・・」の全体構想では、研究旅行（修学旅行に当たる）として、中3での広島・大久野島、高2での沖縄がプログラム化される。憲法講演会はこの研究旅行との関係でも系統性が考えられる必要がある。また国際理解というもう一つの軸との関係でも、本章は書き足りない部分が多い。「アウシュヴィッツを旅して」の講師は、最後に日本人の南京大虐殺を触れてくれたが、「日本国憲法とアジアの国々（人々）」という視点を据えることなしに、憲法講演会を通しての国際理解教育は成立しないように思う。これらることは別の機会に論じてみたい。